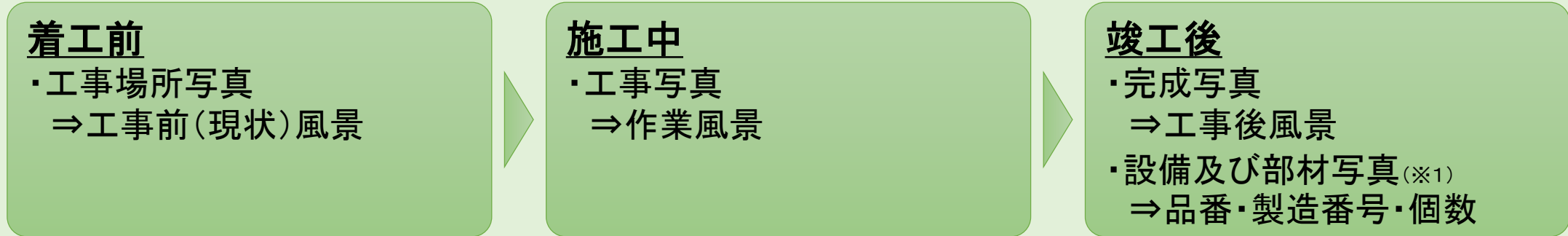


- ✓ 支給請求時には、「**着工前**」「**施工中**」「**竣工後**」の工事写真が必要です。



(※1)設備及び部材を設置後は品番等の写真を撮影できない場合は施工中に写真を撮ること。

- カラー写真を提出してください。
- 複数の工事を実施する場合は、原則として工事ごとに撮影した写真を提出してください。
- 工事で設置された設備や使用された部材は、その品番・製造番号・個数が確認できる写真を提出してください。(施工中または竣工後)
 - 工事費請求内訳書(※2)に記載されている**すべての設備・部材**について、**品番・製造番号・個数が確認できる写真**を提出してください。
 - 設備や部材の品番等がはっきり読み取れるよう、撮影をお願いします。
 - 設備や部材の本体に品番等の記載がない場合は、写真の代わりにメーカー等の保証書や出荷証明書を提出してください。
- 工事費請求内訳書(※2)に記載されているすべての工事内容が確認できる写真を提出してください。

(※2)認定時と同程度の内訳(一式表示のものは数量や単価等の内訳)が確認できるもの

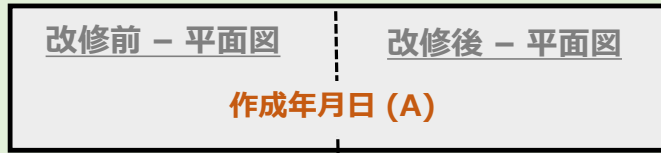
< 出荷証明書の例 >

宛名(業者名)	令和〇年〇月〇日 メーカー名 (印)
出荷証明書	
下記内容にて出荷したことを証明いたします。	
・現場名：〇〇設置工事	
・出荷日	
・部材名・個数等	

認定申請時

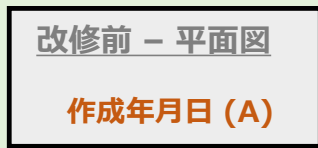
パターン1

改修前（現状）と改修後（計画）が1枚の図面に記載されているもの

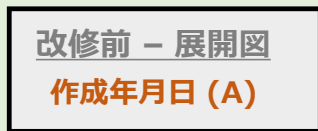


パターン2

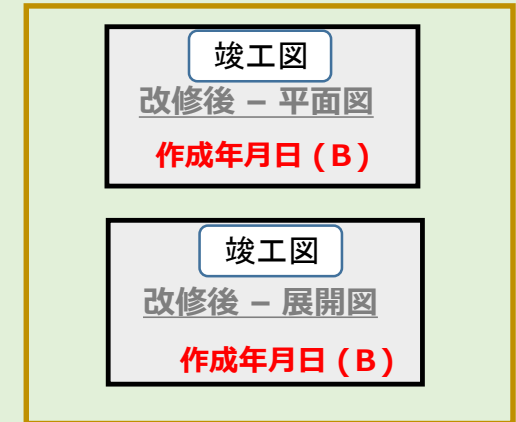
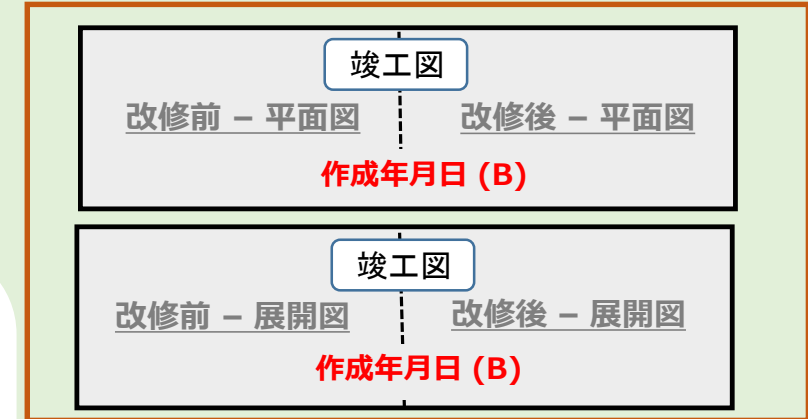
改修前（現状）と改修後（計画）が複数の図面に分かれているもの



+



支給請求時



支給請求時に提出する「竣工図」について

認定申請時に提出した「改修後図面」に**変更が生じていない場合**は、当該図面の日付を竣工日以降の日付に改めたものを「竣工図」とすることができます。

認定決定前に当該図面の修正（差替えを含む）を機構から求められた場合及び機構へ変更届を提出した修正がある場合等は、当該修正後の図面に基づき、**実際に行われた工事内容を反映した図面**が「竣工図」となります。修正前の図面を引用するという誤りが多いため、特にご注意ください。

竣工図に必要な情報

- ①工事名
- ②図面名（「竣工図」の記載）
- ③図面作成年月日（竣工日以降）
- ④図面作成者名
- ⑤縮尺
- ⑥各種寸法
- ⑦仕上表
- ⑧衛生器具一覧
- ⑦、⑧は必要な場合のみ

注) 作成年月日 (A) : 図面作成年月日

作成年月日 (B) : 竣工日以降の年月日